

環境社会配慮助言委員会 第128回 全体会合

日時 2021年9月3日（金）14:00～15:17

場所 オンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

阿部 直也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
奥村 重史	有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
島 健治	株式会社三井住友銀行 ホールセール統括部 サステナブルビジネス推進室 上席推進役
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 学部長代行／教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

（敬称略、五十音順）

JICA

中曾根 愼良	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
西井 洋介	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 企画役
鈴木 健司	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

調査団

馬淵 ゆき子	株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル
--------	--------------------------

○小島 改めまして、JICA審査部の小島でございます。今日、全体会合のマイクを委員長にお譲りする前に、いつもの注意事項をお知らせしたいと思います。

私たち審査部の事務方と今日の説明の地域部の皆さんは、229会議室にいます。ここはオペレーターの方がおられますので、いずれわかると思いますが、カメラが発言者を追って映すようになりますので、いつもよりも皆さんの近くで発言しているように聞こえると思います。ただ、ハウリングは相変わらず起こる可能性があると思いますので、皆さんは一律ミュートさせていただいています。発言する際にはご自身のパソコンでミュートを外して、できればカメラをつけて発言いただくと、皆さんのニュアンスがより正確に伝わるかなと思います。

全体会合なので、逐語議事録を取らせていただきます。名前をお名乗りいただいた後に、座長の指名をお待ちください。質問やコメントがある場合は、誰を対象に質問しているかというのを明確にさせていただければと思います。ガイドラインの仕組みなどについては審査部、案件については地域部の皆さんで、必要であれば地域部の皆さんから、今回調査団の皆さんにも参加いただいていますので、回答いただく場合もあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、無用の沈黙を避けるために、以上です、とさせていただいて、ミュートしていただくと助かります。ほかの方が発言中の場合はできるだけご発言を控えていただくようお願いいたします。いつものことですが、ご発言はできるだけ短くお願いできるといいかなと思います。

以上がいつもの注意事項で、ご協力をお願いします。

まだ、音声の確認ができていない方がおられますけれども、ここで一旦マイクを委員長のほうにお譲りして、開会をお願いしたいと思います。

委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、音声は入っていますか。

○小島 はい、小島です。聞こえます。

○原嶋委員長 それでは、改めまして原嶋でございます。本日はJICA環境社会配慮助言委員会第128回全体会合でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、今のところ伺っているところでは、林副委員長、米田副委員長はご欠席、松本委員は状況によってということで、欠席するということもあり得るということで今のところ私のほうでは承知しております。その他委員の皆様はオンラインでのご出席ということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、出席者の確認は大体よろしいでしょうか、事務局のほう。

○小島 はい、スケジュールの確認ですね。いいですかね。

○原嶋委員長 参加者はもう音声の確認は大体終わっていますか。

○小島 はい、大丈夫です。

○原嶋委員長 それでは議事次第に従って進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、ワーキンググループのスケジュール確認でございます。画面のとおりでございますので、細かい点については後ほどご連絡をいただくということをお願いをしたいと思いますけれども、大きな点で何かご発言がありましたら、今頂戴いたしますので、サインを送ってください。よ

ろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、もしご都合が悪い等ありましたら、後ほど事務局にご連絡をお願い申し上げます。

それでは、2番目のスケジュール確認については、これで締めくくりとさせていただきます。よろしくお願いします。

続きまして、3番目でございます。ワーキンググループ会合の報告及び助言文書確定ということで、本日は1件予定をしております。フィリピン国の南北通勤鉄道事業の環境レビューでございます。この案件につきましては、日比委員に主査をお願いをしましたので、日比委員よりまず助言文書の案文についてご説明をお願いしたいと思います。

日比委員、聞こえますでしょうか。

○日比委員 はい、聞こえております。

○原嶋委員長 よろしく願い申し上げます。

○日比委員 はい、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、議題のフィリピン国南北通勤鉄道事業マロロスツツバン間の有償資金協力の追加借款に関する環境レビューのワーキングの結果をご報告したいと思います。こちらのほう、8月23日にワーキングが開催されまして、担当いただいた委員は、ここにありますように石田委員、島委員、寺原委員、山岡委員、そして私という5名で担当させていただき、日比が主査を務めさせていただきました。

この案件なんですけれども、この案件自体はフィリピンのマニラ首都圏北部からずっとマニラを通して南部の方まで通る通勤鉄道のうちの、マニラの特にこの首都圏に近い部分をつなぐ鉄道の整備ということになるんですけれども、既に協力準備調査が2013年からあって、既に2015年にDFRに対して助言委員会の助言が出ていると。2015年に審査があり、その後L/Aが調印されて、事業が始まっているというものと理解しているんですが、今回実は2019年になってから、詳細設計をしていく段階で大きな変更があったということで、改めてこの環境レビュー再実施ということになって、この助言委員会にかかっているという案件でございます。

具体的にはこの市内を通る部分と、それから南のほうからマニラに接続してくる部分のその接続するところが線形の変更があったと。これは小学校が実はその近傍にあって、もともとの設計だと小学校の上を通ると。つまりその小学校の移転が必要となってくるということだったのと、もう一つはその路線の需要に対する本数確保という観点も含めて、この線形変更が為されたという経緯がございます。それによって、今回対象となる部分の、特にその線形変更の起こった部分というのは二駅に関わる部分なんですけれども、特に影響として用地取得がそれまで事業全体で16ha、今回の変更の対象のところ0.3haだったものが2.1haに増えると、事業全体では21haまで増えるということと、それに伴ってこの区間内の移転住民数が、もともと52世帯200名程度というふうに想定していたものが、650世帯約2,600名に被影響住民数が増えるということで、このレビューの再実施になったということになっております。

この助言案のほうなんですけれども、少し通常と違った特殊な要因があったわけなんですけれども、全部で確か39ほどの質問、それから事前のコメントが付されたんですけれども、主にこの社会的な配慮に関わる部分、移転準備に関わる部分、あとはこの線形変更に伴う騒音・振動等に関するあた

りの質問、コメントが中心に、事前に各委員からいただいたということになります。ワーキングにおいて、ほぼ3時間フルに時間を使って協議をさせていただきまして、この助言案の次のページに行きまして、3つの助言として絞り込んで、案としてまとめた次第でございます。

一つ目は全体的な事項ということで、やはり大きな変更を伴うということから、その必要性や線形変更及び立体化の検討ですね。特に、この南から来る路線とその市内に向かう路線とが連結するという駅が含まれるわけですが、その計画について、特にその経緯等を明確に記載することということが、まず1番としてあります。

それから環境配慮については、供用時の特に騒音と振動のモニタリング計画とその結果を実施機関、交通省、局のほうがしっかり公開するということ、申し入れることということです。

そして社会配慮の助言としては、やはり大きな計画の変更を伴うということで、特にこの移転、先ほども少し申し上げましたけれども、もともとの想定よりも被影響世帯数、被影響人数が大幅に増えているというのと、あとその移転先が数十km離れたところも含まれるということで、移転対象者の生計回復ですね。それが例えばそれまでしていたビジネスなんかを数十km離れた移転先でも継続できるような配慮も適切に検討していくということが為されるようにすると、それを特に実施していく中でしっかりモニタリングしていくよう実施機関に申し入れることということで、いくつかの分かれていた助言をまとめて、この3つを最終的にワーキングの助言案としてまとめさせていただきました。

論点のほうも、基本的に今挙げたところと関連するものになってございまして、一つは都市空間の活用ということで、確か前回の全体会合でしたか、小椋委員だったかと思うんですけれども、立体的な空間活用ということによって、その移転先が遠くなることを避けるような、そういう影響の軽減の仕方もあるんじゃないですかというようなご意見もあったんですけれども、その点についてもワーキングの中で議論がありまして、論点の一つ目としてまとめております。

それから二つ目、やはり先ほど言いましたように遠隔地への移転ということになってきて、ここはかなり議論に時間を割いたんですけれども、特に実施機関はやはり被影響住民としっかりコンサルテーションをしていてもらいたい。その移転先の補償と、あるいはそのビジネス継続の支援なんかを十分に検討していくべきだというのが論点となりました。

私からの報告は以上になりますが、ワーキングのほかの委員の方、先生方でもし追加等がございましたらお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、すみません、ありがとうございました。

それでは今、日比主査からご説明がありましたけれども、ほかに委員としてご参加いただきました石田委員、島委員、寺原委員、山岡委員、ご発言がありましたらお願いします。

山岡委員、聞こえますか。お願いします。

○山岡委員 はい。聞こえますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、聞こえます。

○山岡委員 それでは、私のほうからもちょっと補足させていただきます。

このような都市型の鉄道における社会環境影響というのがかなり問題になるということで、特に住民移転について、先ほども主査から説明がありましたけれども、以前、124回の全体会合での小椋委員の意見及びそれに伴うメールにおいて、要はこのような都市型の住民移転を伴う場合には立

体化、都市の空間利用によって、その近傍に移住できる可能性があるのではないかと、そういうご指摘があって、それを踏まえての議論になったわけです。それについて私も質問したんですが、回答としては、本事業では駅については、これは対象ではなかったもので、そのような立体的な検討は為されなかったということです。

ただ、一方で、これは2か所ほど移転対象地はあるんですが、18kmとか40km、相当遠いところへの移転になるので、この辺も懸念されたということですね。そこの議論になったのですが、言いたいのは、このようなケースというのは今後といいますか、今JICAの事業で結構都市の中で、都市型の鉄道、MRTとか地下鉄の事業が多いと思うんですが、そういう場合には似たような状況が発生する可能性はあると思われま。

従いまして、このような都市部で移転を伴う場合には、この空間利用、立体化利用、駅周辺になるかもしれませんが、そういうことを利用してできるだけ住民が近傍に移転できるような可能性も追求すべきではないのかということ、従って、これは環境だけではなくて、かなり高度なインフラになりますので、むしろ政府が言っている質の高いインフラにも関係してくる話かなというふうに思います。こういうのは結構この事業だけではなく今後も出てくる可能性があるもので、この論点にも出ましたし、助言の1番目にも出てきたというふうに理解しております。

ということで、論点がなかなか継続的にどう扱われるかというのは不明なところはあるんですが、この辺についてはこの全体会合でも議論をしていただいたらいいのかなというふうに思います。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに、ワーキンググループにご参加をいただいた委員、じゃ、まず小椋委員、先ほど立体的な移転の話でお話が出ましたので、小椋委員、お願いします。

○小椋委員 小椋でございます。

まずもって山岡委員をはじめ日比委員、今回私が問題提起をさせていただいた部分について取り上げてくださってありがとうございます。今後すぐというわけにいかないんでしょうけれども、日本のいわゆる立体道路制度ですとか、あるいは東京都もやっぴらっしゃいますが、東池袋で同じような道路の拡幅があって、移転先の確保策として集合住宅にした、マンション化したというような事例もございますので、日本の整備手法もぜひ参考に為さって、ODA事業で活用していただくことが今後のインフラ輸出につながろうかと思っております。その辺は山岡委員がおっしゃったとおりでございます。まずは1点、コメントでございます。

2点目ですが、これはJICAさん、あるいは調査団の方にお聞きしたいんですが、今回、三角地ですよね。ちょうど線路、Right of wayに挟まれた三角地と、それからその外側ですね。ちょうど四角い土地が斜めに切られるような形になるんですが、そこは残地として残されるんでしょうか、あるいは全筆を買収されるんでしょうか。どんな形の買収方針なのか、もしご存じでしたら教えてください。

と申しますのは、気になっているのは、こういう三角形の土地が残ることによって、不整形の土地で、日本の鑑定でいくと、これは価値が下がりますので補償対象になります。その辺をどういうふうに実施機関は考えていらっしゃるのかを知りたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今のご質問、後ほどまとめて事務局のほうで答えていただきますので、ちょっとお待ちください。
寺原委員、聞こえますか。お願いします。

○寺原委員 寺原です。日比主査、ありがとうございます。

今回は環境レビューということで、もう線型は変える、こういう構造でいくということが比較的決まっているという中でのレビューでございました。その中で変更理由にもありますように、①は用地上の理由と、②はブルメントリット駅の需要に対して必要な運行本数を確保するというのですが、実際には②のほうの方が非常に重要な要素で、それありきで全体に検討されています。その結果として、ROWなどの関係から小学校の移転も避けることができるようになったと、私は理解しております。

以上、ちょっとした補足でございました。終わります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

それでは、今、小椋委員から一つご質問をいただいておりますけれども、ほかにも委員の皆様からご質問等あると思いますので、ご質問等を承った後、少しまとめてご担当からご説明いただきますので、柴田委員、聞こえますか。

○柴田委員 はい、柴田です。

○原嶋委員長 お願いします。

○柴田委員 3点ほどありまして、1点目は助言の2番についてなんですけれども、モニタリング計画とその結果の公開を実施機関に申し入れることとあるんですけれども、通常こういったことを申し入れているかと思うんですけれども、今回あえて助言として記載したというのは特に重要なので、より強く明確にお願いをしていくということかとは思いますが、何かほかと違うような事情があつての助言なのか、あるいは単純に先方機関にお願いをするとはまた別な何か方法が考えられていたのか、何かそういった議論があつたのかどうかというのは教えていただければというふうに思います。

それから、2点目が論点のほうの一つ目の、今まさにいろいろご説明いただいて、都市空間の活用の部分ですね、よく議論の背景も理解できましたし、指摘の部分も大変にごもつともかと思うんですけれども、今回やっぱりその事業のスコープとして難しいということだったとは思いますが、こういった検討を先方機関に改めてお願いすることも難しいのかどうかということですね。検討した結果、議論としてどういうふうになったのか、もうちょっと、今後のために詳しく教えていただければ幸いです。

最後なんですけれども、これはすごい細かい点で恐縮なんですけど、論点の2点目です。遠隔地の移転地に移転する場合についてというところの見出しなんですけれども、何かちょっと言葉が重なっているように思いましたので、例えば「遠隔地へ移転する場合について」みたいな形で、ちょっと簡単な表現にまとめてしまってもいいのかなというふうに思いました。

以上、3点です。よろしく申し上げます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほか、いらっしゃいますでしょうか。

源氏田委員、どうぞお願いします。源氏田委員、聞こえますか。

○源氏田委員 はい、聞こえております。

○原嶋委員長 お願いします。

○源氏田委員 情報公開についてJICAの方に質問させてください。

情報公開のところ、環境レビュー方針の7ページのところになるのですが、そこにウェブサイトが改訂されて、過去1年まで、2021年8月現在では2020年8月までの事業のパブリックコメントとEIA報告書を対象に掲載されると書いてあります。それで後に、改訂前はNSCRのEIA要約版2016年版が公開されていたが、現時点では本事業のEIAは公開されていないとなっております。

今回ワーキンググループで議論されたDFRのSupplemental EIA Reportなんですけれども、これは2021年7月にできているようなので、これは公開対象になるのではないかと思うんですが、これは公開されないのでしょうかというのが質問です。あるいはこれは本編ではなくサプリメントなので公開されないという、そういう整理なのかなのかもしれないなと考えたんですけれども、このサプリメントのEIAについては公開されるのかどうか、教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、事業部のご担当の方、小椋委員から三角地の補償の問題ですね。あと柴田委員から立体の問題についてさらなる議論ができるのか、できなのかということですね。あと今、源氏田委員から公開の可否について、この3つについて事業部のほうからご回答お願いできますか。

あと日比委員にお願いしたいんですけれども、助言2をあえて入れた理由について、これは確認のためなのか、何か意味合いがあるのか、この点については日比主査から一言いただけますでしょうか。

日比主査、聞こえますか。今事業部には、ご担当の方にはいくつかありますが、日比委員に一つだけ、柴田委員から、助言2であえて情報公開について入れたのは、これは確認のためなのか、何か特別な意味合いがあるのかということなんですけれども、これは議論の中で何かありましたでしょうか。

○日比委員 私も今思い出しているところで、ひょっとしたら山岡委員が具体的なお答えをいただけるかなと思うんですけれども、山岡委員、お願いできますでしょうか。

○山岡委員 わかりました。山岡です。

○原嶋委員長 お願いします。

○山岡委員 私のほうから申し上げます。

この騒音と振動のモニタリング計画、結果は、しっかり公開することが重要であるということであえて書いたということです。なぜ重要かということなんです、現状では既に騒音値が政府の基準を超えている箇所が多いわけですね。

従って、このベースラインは現状なんですけれども、この事業が始まったら、それに対する基準値というのは、いわゆるEHSの基準を使って、既存の騒音値から増加上限3dBを超えないことと、こういうことを用いるということを質問に対して確認させていただきました。ただし、これについてはレポートの中でモニタリングするということが明確ではなかったもので、しっかり確認する必要があるだろうということで、あえてここで書かせていただきました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

審査部の小島さん、フィリピンはモニタリング結果の公開については、比較的協力的なんでしょうか。状況としては、見込みとしては受け入れていただくような内容なんでしょうか。

小島さん、聞こえますか。審査部の小島さん、いらっしゃいますか。

○小島 審査部の小島です。

比較的協力的ではありますが、全ての案件について環境社会全部公開しているわけじゃなくて、案件によっては公開してくれない場合もあります。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、そういった意味ですので、柴田委員、よろしいでしょうか。

それでは、今事業ご担当のほうから、小椋委員、柴田委員から立体の問題のさらなる議論と、源氏田委員から情報公開のこと、1個質問をいただいていますので、事業部ご担当の方、いらっしゃいますか。お願いします。

○西井 JICA東南アジア第五課の西井と申します。フィリピンを担当しております。よろしく願います。

まず、小椋委員からいただきました三角地帯の用地取得の現状とその活用の見込みの状況でございます。三角地帯の用地取得なんです、移転住民の数が多いため非常に大きい土地かという印象があるかもしれませんが、ここは都市部のかなり中心地ではございまして、この三角地帯も、もともとフィリピン国鉄の地上路線が走っているところでございました。

ですので、既存のフィリピン国鉄鉄道の用地を最大限活用して、その上に高架で線路を造るんですが、その周辺でROWを確保するために引っかかってくる住民の用地を取得をするというような構造になってございます。

ですので、新たに更地に開拓をしていく土地というのは、スペース的にはそんなに広いものではないという前提がございまして。今の三角地帯の中で、この三角形の土地の活用ですね。線型を引くところはもちろんそのまま活用されるんですが、北のソリス駅からツツバン駅に真っすぐ伸びるような土地というのは、今の時点ではフィリピン国鉄の線路が置いてあるだけというところでございます。この活用に関しては、実施機関ともいろいろと協議しておりますが、彼らの中で自己負担、自己資金の中で今後活用策を検討していくということになってございまして、現時点で具体的に内容が固まっているわけではございませんが、ここも有効活用していくということは先方の意向として確認が取れているところでございます。

関連して、柴田委員から、立体交差に関して協議をして検討する余地はないのかというご指摘をいただいております。今までの検討においても、決して最初から無理だと決めつけていたわけではございませんで、一応マニラ市側と協議はさせていただいていると理解しております。

先ほど山岡委員に補足をいただきまして恐縮ですが、もともとこの中に駅が想定されていないというところもございまして、住民、例えば近くの移転先を立体的に近くで造るというような話に関しても、マニラ市側とも相談はしているんですが、地図を見ていただくとわかるとおり、マニラの中心地の中心地でございまして、その建設費用が非常に高額になってしまうということですか、そのための用地の確保はかなり厳しいということ、あと収容可能な被影響世帯数が少ないということ

ころもありまして、今のその三角地帯あるいはその周辺の中で立体的な建物を造って代替地として立体的に開発していくというところは、なかなか厳しいという議論になったという経緯がございます。

あと、実はワーキンググループの中でも例えば地下化をすとか、そんなことも考えられなかったのかというようなご指摘もいただいたんですが、周辺が高架になっておりますので、ここの地域だけ地下にすると、結局スロープを取っていくと同じような用地取得をしなければいけないとか、事情もございまして、いろいろと上下で検討してみたんですが、今回に関しては実現に至らなかったという事情がございます。

論点にもお書きいただいているとおり、都市空間の活用に関して、問題意識として日本のノウハウとして活用していくという点については了解しております、今後の将来的な案件にぜひ活用させていただければと考えている次第でございます。

あと、源氏田委員からいただきました情報公開に関してですが、ご指摘のとおりEIAに関しては今公開してございません。もともとの法制度ではEIAの概要をずっと公開していたんですが、法改正がございましたときに、EIAの概要ではなくて本文を掲示する代わりに1年間の掲示ということになっておりまして、これは冒頭、日比委員よりご説明のとおり、当初のEIAは2015年にできておりますので、それが既に公開が終わってしまっているという事情でございます。

ただ、今回、補足的なベースライン調査と補足的なEIAを既につくっておりますので、これの公開は基本的にしていただけるものだというふうに理解しております。ここは審査の中で実施機関にぜひ確認していきたいと思っておりますし、そのタイミング等も確認してまいりたいというのが環境レビュー方針で記載させていただいているとおりでございます。

ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、お願いします。小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 ご説明ありがとうございます。

活用の話もお聞きできてありがたかったですけれども、私がもう少しお聞きしたかったのは、民有地ですね。ここの鉄道所管の土地以外に、恐らく民有地があるかと推測されるんですが、その土地が斜めにRight of wayが入ることによって三角形の土地が余ってしまう。そういうことに対する補償というのはございますかという質問なんです。

○原嶋委員長 西井さん、お願いします。

○西井 はい。再び東南アジア第五課の西井でございます。失礼いたしました、質問の趣旨を理解しきれませんでした。

この周辺地域は、フィリピン国鉄の鉄道路線以外のところは非常に住宅が密集している都市部でございまして、言わばこの民有地のところもかなり細切れになってございます。なのでここで一括して四角い土地があるというわけではなくて、路線の周辺で用地を取得している小規模な土地が、民有地としてあるという状況でございますので、そこを斜めに切っていく中でROWに引っかかるところを通っていくということですので、必要以上の土地が無用に取り除かれるというような形にはなっていないという理解でございます。

です、線型に沿った用地と理解しています。

○小椋委員 わかりました。線型に沿った形で取っていくと、残った土地が不整形になったりしな

いですかという、後で使い勝手の悪い土地が残ったりしませんかということをお聞きしているんですが、仮にそうなった場合、これはRAPの中の補償方針がどうなっているかということですが、日本の場合だと補償しますが、フィリピンあるいはRAPの中ではどうなっているんだろうということをお聞かせいただきたかったんですが。

○西井 小椋委員、ご質問ありがとうございます。一瞬、お待ちいただいてもよろしいでしょうか。

○小椋委員 はい。

○原嶋委員長 原嶋でございます。ちょっと今ご検討いただいている間に1点だけ確認ですけれども、柴田委員の3番目のご質問で、遠隔地の移転地への移転というのがありますので、「の移転地」を削除して、「遠隔地に移転」ということで整理させていただくということで、これはよろしいでしょうか。日比主査、よろしいでしょうか。

○日比委員 はい、そうですね。それで私もいいと思います。

○原嶋委員長 じゃ、事務局のほうで論点のほうの小見出しですね、「遠隔地の移転地への移転」ではなくて、「遠隔地に移転する場合」ということで修正していただくということでお願いします。

○日比委員 よろしくお願いします。

○原嶋委員長 それでは、今、西井さんのほうで大変難しい問題でご回答いただいておりますので、ちょっとお待ちいただくということでお願いします。

柴田委員、ちょっとお待ちください。お願いします。柴田委員、今のでよろしいですね。

○柴田委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 じゃ、ちょっと西井さんのご回答待ちということでお願いします。

○鈴木 東南アジア第五課の鈴木と申します。先ほどいただいた点、私のほうから補足で回答させていただきたいと思います。

今この既存の三角地帯のところも含めて、既存の部分は先ほど申し上げたとおり、フィリピン国鉄の既存路線が走っております。今回この北のソリスからツツバンに向けて一直線の部分、今回新しい線型がブルメントリットのほうに分かれて、枝分かれして、また枝分かれして戻ってくる形なんですけれども、一直線の部分も既に既存のフィリピン国鉄の既存路線が走っているという現状です。

なので、現時点でもこの路線回りの民有地というのは鉄道の運営というのも念頭に置いて居住されている方々というところで認識しておりますので、もちろん影響を最小限に抑えながら住民移転といったところは念頭に置いておりますけれども、今回用地取得移転があって、残った民有地がうまく活用されないということはできるだけない状態なのかなというふうに考えております。

○小椋委員 土地が本当にごく僅かに残ったりしたときに、それは実施機関であるDOTrが全部買い取ったりということはされるんですかね。

○鈴木 東南アジア第五課の鈴木です。少々お待ちいただいてもよろしいですか。申しわけありません。

○西井 東南アジア第五課の西井でございます。小椋委員、何度もありがとうございます。すみません。私の理解が正しければ、土地の中を斜めに突っ切ってしまうので、そこで活用される部分と活用されない部分があったときに、活用されない部分の補償をちゃんとできているか、できていないかというような観点かと理解したんですが。

○小椋委員 おっしゃるとおりです、はい。活用というのは、要はRight of wayでもちろんで活用されるんでしょうけれども、住民側、土地所有者側にとって、三角形の不整形な土地が残ってしまう、不便な土地が残ってしまうことに関してはご不便をおかけするでしょうから補償があるのか、ないのか、あるいは全て四角い土地のままフィリピン政府が買い取ってくれるのかどうか、そこについてお聞きしているんですね。これはなぜかと言うと、その土地の補償金でもって生計回復を図っていかれるので、細かいようで重要なポイントかなと思っています。

以上です。

○西井 すみません、一瞬お待ちいただけますでしょうか。

東南アジア第五課の西井でございます。今、小椋委員からいただいた質問に関し、細かいところの補償の詰めなんです、調査団のほうで具体的な情報をお持ちだったりしますでしょうか。もし可能であれば情報をいただければと思うんですが。

○馬淵 調査団の馬淵と申します。

○原嶋委員長 調査団の馬淵さん。じゃ、ご発言をお願いします。

○馬淵 はい、よろしく願いいたします。

残っている土地なんですけれども、区画が非常に重要な影響を受け、残った土地がもともとの所有者の意図する利用状況に合わない場合は、DOTrが全てを買収するというようにRAPに定めておきまして、基本的に20%以上が影響する場合には、土地の所有者と実施機関との協議の下、全て買取り対象となっております。

以上です。

○原嶋委員長 小椋委員、いかがですか。

○小椋委員 はい、非常にクリアになりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 馬淵さん、どうもありがとうございます。

以上ですけれども、源氏田委員、先ほどご質問に対するご回答がありましたけれども、よろしかったでしょうか。

○源氏田委員 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、一応一通りご回答いただいております。

1点だけ、私から質問させてください。今回、住民移転が非常に設計変更で多くなって、世帯でいうと10倍以上増えたんですけれども、西井さんにご質問させていただきます。これだけ住民移転が増えてしまうと、もともと代替案の検討のときにどういう代替案があったかわからないんですけども、そもそもその代替案の検討が歪んでしまうようなことにはならないんでしょうか。素朴な質問で、確認ですけれども、お願いします。

○西井 はい、ありがとうございます。もともと線型の代替案の検討には、今スライドを映させていただきましたが、左側の南北、ソリスとツツバンを結ぶ線、真っすぐつなぐ線ですね、そこからブルメントリットのほうに1本横流しをする線と、あと変更後というふうに書いてありますが、代替案としてソリスからブルメントリットに直接つないで、そこからツツバン駅につなぐという二つの案がございました。

大きく交通需要というところで、実はブルメントリットから右の方が、フィリピンの中心部に流れていく線でございます、ここの路線に需要が大きいので、この地図にもありますとおり、1時

間9本ではなくて、1時間10本流せるようにしたいということが、DOTr、実施機関側の意図としてはございました。

ただ、もう一つやっぱり大きかったのはこの小学校の影響でございまして、ご指摘のとおり住民移転の数は大きくなりますが、左の案ですとROWにかかってしまいますので小学校を取り壊さなくてはいけなくなってしまうということがございました。代替案を検討する中で、小学校の取壊しのインパクトに関してはフィリピン側もかなり深刻に考えておりまして、この小学校を取り壊すとなると、その学業のタームの終わりの時期に、生徒たちはもちろん転校しなければならないんですが、1,500人ぐらいの生徒さんがいらっしゃるって、彼らがタームが終わってから次の学校に行くまでの手続を考えると2年以上かかってしまうという状況でございます。あと学校を実際に移転するとなると、学校の建物自体をまた建てなきゃいけないと、その土地を探して環境社会を考えると、かつその補償をするというインパクトもございました。そういう社会影響もございまして、一方で住民移転の影響がないわけではもちろんないんですが、住民移転は住民移転できちんと補償政策をつくって、皆さんにご説明をして、納得いただいて補償することができる範囲だということもございまして、その社会意見も踏まえ判断させていただいたところ、この代替案、需要に対応するというニーズは山岡委員ご指摘のとおりあるんですが、社会影響の観点からもそちらの代替案が妥当であるという判断に至っている次第でございます。これはフィリピン政府としてもそうしたい、社会影響を考えて小学校があるのであれば、そこは避けたいという意味は結構明確に、フィリピン政府からも伝えられてございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほか、ございますでしょうか。

一応、助言文についてはワーキンググループでご検討いただいたもので、あと論点について見出しをちょっと変えさせていただきますけれども、おおむねこの内容でご理解いただければ、助言文及び論点についてはこれで確定をさせていただきたいと存じますけれども、委員の皆様、もしご質問、ご発言がありましたら、サインを送っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、助言文についてはこれで確定させていただきます。

あと、環境レビュー方針がついておりまして、これについて既に源氏田委員からその内容について言及ございますけれども、これは小島さん、どうでしょうか。環境レビュー方針については簡単にご説明いただく段取りでよろしいでしょうか、それともいかがいたしましょうか。審査部のほう、小島さんかな、加藤さんかな。

○小島 すみません、申し遅れましたが、加藤は今日ちょっと外しております、今回参加しておりません。

環境レビューについて、修正したところを中心に説明させていただくということでいかがでしょうか。

○原嶋委員長 そうですね。じゃ、まずここで、助言文についてはこれで確定させていただきます。どうもありがとうございました。

日比主査はじめワーキンググループの先生方、どうもありがとうございました。

○日比委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 続きまして、環境レビュー方針について簡単にご説明いただくということで、西井

さんでしょうか、よろしく申し上げます。

○西井 西井でございます。

環境レビューの概要に関しまして、担当の鈴木のほうから簡単にご説明させていただきます。

○鈴木 東南アジア第五課の鈴木です。

簡単に環境レビュー方針といったところでご説明させていただきます。助言と、あとは前回からの修正箇所について、ご説明を簡単にさせていただきます。

まず、ページの4ページからですね。(1)全般事項のところからとなります。1)の部分で、助言1でいただいている内容を追記をさせていただいております。線型変更、立体化の検討を含めた現行案の経緯、環境レビュー方針に記載するといったところになっております。こちらは少しページがばらばらになっているところもあるんですが、まずは必要性、経緯については、最初のページ1の3ポツのところから既に記載のとおりでございます。①、②とある箇所になります。

加えて、4)のところに行って、修正を追記させていただいておりますが、地下化に係る記述を追記をさせていただいております。

さらに加えて、(4)、5)になります。ページは13ページになります。5)移転地の末尾の部分に追記する形で、都市空間立体化に係る記述を追記させていただいたというところでございます。

以上が、助言1を受けまして修正した箇所となっております。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございます。

○鈴木 ありがとうございます。

続いて、2)の環境社会配慮文書になります。こちら、追加確認事項としまして、補足ベースライン調査の報告書のJICAホームページの公開について確認するといったところで、こちらは実施機関であるフィリピン運輸省に対して公開に向けた確認というところを行ってまいります。

続きまして、ページ7、9)の情報公開です。先ほど源氏田委員にもいただいたところではございますけれども、2017年のフィリピン内の法律改定に伴いまして、EIAの公開対象というものが変更になっている旨でございます。直近1年のものを公開するという変更になっている旨、追記をした箇所になります。

続きまして、ページの9、(2)汚染対策の中の5)、ページ9でございます。こちらはいただいた助言につきまして、追記をした箇所になります。騒音・振動に係るモニタリング計画と結果の公開についてDOTrに申し入れるといったところとなっております。

続きまして、10ページになります。2)の生態系に係る箇所です。確認済み事項の箇所の緩和策のところについて追記をさせていただいております。こちらはワーキンググループの中で石田委員よりコメントいただきまして、ワーキンググループの回答表の中で回答させていただいた一部事項につきまして、環境レビューのほうにも方針を記載するようにというコメントをいただきましたので、それに対応する形で追記をさせていただいております。

同じく2)の生態系、追加確認事項のところですが、Pre-clearing planというものの、DOTr、フィリピン側の運輸省が作成するものですが、こちらの作成予定について、今後運輸省のほうに確認を取ってまいります。その旨、追記させていただいております。

続きまして、11ページ、(4)社会環境、その他という項目です。1)用地取得・住民移転の規模の箇所となります。こちらはいただいた助言3ですね。今後、移転、生計回復支援のプロセスが的確に

実施されることをモニタリングすることを実施機関に申し入れるという旨、追記をさせていただいております。

以上が、追記あるいはいただいた助言内容となっております。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、助言文は確定させていただきましたけれども、今ご説明の内容について、ご質問等ございましたらご発言頂戴しますので、サインを送ってください。

あと、石田委員はご参加になっていませんか。

○小島 小島です。冒頭参加されていたんですが、途中退室されて、そこからどうなったか。

○原嶋委員長 はい、わかりました。

奥村委員、どうぞ。奥村委員、お願いします。

○奥村委員 奥村です。

JICAの方に質問なんですが、さっき7ページですかね、ちょっと映していただいてもいいですか。

情報公開のところが左と右でナンバリングが違っていたのは、何か意味があるのかなと思ったんですけども。

○原嶋委員長 そうですね。違います。

○西井 JICAの西井でございます。ご指摘、大変恐縮です。これはタイポです。大変申しわけございません。

○奥村委員 意味があるわけじゃないですね。

○西井 大変失礼いたしました。

○奥村委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 奥村委員、よろしいですか。

じゃ、鋤柄委員お願いします。鋤柄委員、聞こえますか。音声が届いていないですか。どうなっていますか、今。

○小島 審査部の小島です。鋤柄委員は事前の音声確認のときからちょっと調子が悪くて。

○原嶋委員長 そうですか。じゃ、まずここ、小椋委員、お願いします。

○小島 今、ご質問をチャットでいただくよう依頼しました。

○原嶋委員長 はい。まず小椋委員、お願いします。

○小椋委員 今のペーパーの中で、6のすぐ上のところに、収入の減少を懸念しているというようなところがあって、今回のフィリピン、マニラの通勤鉄道事業でも、やはり遠隔地に移転されるので、収入面で、就労の機会でご懸念というのもありましたし、こういった収入の減少に関しては補償というのはあるんですかね。想定されているんですか。

○原嶋委員長 それでは西井さん、お願いしていいですか。5ページですかね。

○鈴木 すみません、東南アジア第五課の鈴木です。

○原嶋委員長 はい、お願いします。

○鈴木 私のほうから回答させていただきたいと思います。補償につきましては、環境レビュー方針の12ページの4)補償方針という欄がございます。

4)補償方針の中の確認済み事項の中に、経済的影響という欄がございます。そこに大きく分けて、

小規模な商店あるいは会社、あるいは商店・企業などで働く従業員の方々への補償内容というものの、記載がございます。特に生計回復という観点からしますと、1万ペソを最大3か月あるいは移転のための費用、移動費、ローンの提供などといったところが提供されるといったことになっております。会社であったり、商店・企業で働く従業員の方についても、例えば2か月分の給料であったり、あるいは自治体から職業の紹介であったりといったような支援というのが検討されていると聞いております。

以上です。

○小椋委員 承知しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、鋤柄委員から今チャットで入っておりますけれども、私のほうで読み上げます。

例えば4ページの(1)、1)に追加確認事項は特になしと記載され、助言1が付記されています。これは既に内容を確認し、確認事項に書き込まれているということでしょうかという確認のための質問です。これはどなたでしょうか。JICAのほうでお願いしてよろしいでしょうか。

○西井 東南アジア第五課の西井でございます。

ここの追加確認事項の内容に関しましては、審査の中で確認すべき項目という趣旨で項目出しをさせていただいております。現時点でこの事業コンポーネント・不可分一体事業の項目に関して、審査にて確認すべき、環境レビューをすべき項目はないという意味で、特になしと記載させていただいております。

助言1の内容としていただいているのは事実でございますが、先ほど鈴木よりご説明のとおり、助言1の内容としては環境レビューに記載するということでございますので、今のところ、それを対応させていただいたという理解でございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

鋤柄委員、もし何かありましたらチャットでメッセージをお送りください。お願いします。

ほか、ございますでしょうか。一通りお話をいただきましたけれども、ほか、ございましたらサインを送っていただいて。

○錦澤委員 錦澤ですけれども。

○原嶋委員長 どうぞ、錦澤委員、聞こえますか。

○錦澤委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

○錦澤委員 7ページから8ページにかけてのところで、情報公開についてですけれども、法律が改正されたということで、EIAの要約版の公開だったものが全文公開に変わったというふうに理解しました。それで、最後のほうに書かれていることがわからなかったので教えていただきたいんですが、ウェブサイト公開するというので、ウェブサイトが改訂されて、過去1年までの事業のパブリックヒアリングとEIA報告書の全文が掲載されていると。1番最後に、現時点では本事業のEIAは公開されていないということなんですが、これは1年後になると、過去1年までの事業のアセスの報告書は公開される。従って、この事業も1年後には公開されると、そういうふうに理解していいかどうか、その点について教えてください。

○原嶋委員長 西井さん、あるいは鈴木さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○西井 ありがとうございます。東南アジア五課の西井でございます。ご説明をさせていただきます。

もともと経緯説明のところでご説明させていただいておりましたが、この案件、ちょっと変則的でございます。もともと南北通勤鉄道マロロスーツツバン間の、この地図でいいますと黄色い線、これが本体の事業でございます。これが全体事業でございます。これに関しましては、既に承諾をされております。この事業のEIAに関しましては2015年当時につくっております、2016年当時に公開が為されていたという状況でございます。

今回はこの中で、赤い四角で囲みましたこの3つの駅の間区間の線型変更のみを取り出しておりました。ここによる社会影響が大きいということで、このみを取り出しているんですが、この部分のみをもって、もともとあったEIAの改訂は行われていない状況でございます。ですので、もともとのフィリピン政府の中の整理として、もともとの南北通勤鉄道全体として対象としてつくったEIAは改訂はしなくて良いということになってございます。ですので、ここで記載させていただいている、今公開されていないというのは、2016年当時にその事業全体のEIAとして公開したものは、今は時間が経ちましたので公開されていないということを説明している次第でございます。

一方、先ほど源氏田委員からもご指摘いただいたように、今回は補足調査というものをやっております。補足ベースライン調査ですね。ある意味、ちょっとした補足EIAみたいなものを今回つくっております。これに関しては公開してほしいと、公開してくれるということだと理解しております。これを実施機関に改めて確認をしていきたいということで、先ほど源氏田委員への回答とさせていただいた次第です。

ご説明になっておりますでしょうか。

○錦澤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

ちょっと今回ののは独立したEIAではないので、扱いが若干微妙なところがあると。そこが公開を要請するということになるかと思えますけれども、要請については事業部からお願いするというところでよろしいでしょうか。

○西井 本件に関しては、ぜひ公開していただきたいと思っておりますし、その旨、実施機関に伝えていきたいと思えます。

○原嶋委員長 簡単に言うと、これは独立したEIAがつくられて、向こうでは独立したEIAとして扱っていないという可能性があるように見えるんですけれども、そんな感じなんですか。

○鈴木 東南アジア第五課の鈴木でございます。

Supplemental EIAということで、補足EIAという立てつけになっております。もともとのEIAとの関係というのも含めて、フィリピン側には、実施機関には確認をしてみたいと思えますが、いずれにせよ公開はお願いするといったところで対応したいと思えます。

以上です。

○原嶋委員長 わかりました。錦澤委員、よろしいでしょうか。要は補足EIAということで、若干、本来的な原則にはなかなか当てはまりにくいところですが、今回は事業部、JICAの側から先方に要請するという形で考えていると。

○錦澤委員 そうですね。いずれにしても法律改正された公開の対象にはなっていないと。ただ、

公開することは重要なので、実施機関にJICAのほうから要請していただくということで理解いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、織田委員、お願いします。織田委員、聞こえますか。

○織田委員 はい、聞こえます。織田です。

○原嶋委員長 お願いします。

○織田委員 今の続きなんですけれども、環境レビュー方針のところの本当に細かい点ですけれども、6ページの下のほうですけれども、主な意見と回答というところがありまして、そのところに不動産や住宅を保有していない場合は対象となるのか、「いな」までしか書いていないので、ひょっとしたら「いる」ということの間違いかないかとも思ったんですけれども、どっちにとってもちょっと取り間違えるといけないので、何かのタイプミスだと思うんですけれども、確認しておいたほうがいいんじゃないかと思ったのが、1点です。

それからもう一つ、先ほど来の議論を聞きながら、ちょっと気になるんですが、このマロロスツツバンの全体は長いものでしたので、住民移転をしなければならなかった人たちも相当あったと思うんですけれども、ちょっと調べてみても大体300とか400とか、そういうタームだったようなんです。2014～15年ぐらいの話なので十分に調べ切れていないんですけれども。そうすると先ほど委員長もおっしゃいましたように、今回の追加の部分の移転というのは、数としてはかなり多いということになると思うんですね。

それで今後なんですけれども、例えばこういうふうに全体として了解して、いろいろなことをクリアして進んでいたとして、後になって様子が変わりましたのでということで、追加のEIAをして、追加の議論をして、ここの部分だけはどうでしょうというふうに、部分的にまたそこだけ結構ですとか、助言を出したりするというような、こういうふうなやり方が続いていくと、全体が見えないまま問題があるところが増えてしまうんじゃないかということが起こらないかということ懸念いたしました。

小さなところと、あまりはっきりしないんですが、今後どう考えたらいいんだろうということ意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

6ページ目は、これ「いない」ですよ。確認していただけますか。

○鈴木 東南アジア第五課の鈴木です。

はい、ご理解のとおり「いない」が正しい表記となります。失礼いたしました。

○原嶋委員長 じゃ、これは修正をお願いします。

あと2点については、私もそれを懸念して質問させていただきましたけれども、小島さん、いかがですか。最近、設計で修正の案件が多いんですけれども、修正の場合に、その修正する箇所だけ取り上げてしまうと、もともと遡っていくと、じゃ、代替案の最初の検討がおかしかったんじゃないかということが起きるんじゃないかと。それはちょっと大げさすぎるかもしれませんが、そういうことにはどう対処するか。私どもはそういうことで、質問などをさせていただくことになると思いますけれども、審査部の所見だけ一応可能な範囲で教えてください。

○小島 ありがとうございます。審査部の小島です。

これは今いる事業部の皆さんとは全く関係ない話なんですけれども、審査部としても、当初、例えば協力準備調査をやって想定されていた環境影響あるいは設計内容が意味もなく変わるということがないように、監視はしています。多分これまでも、こういう後になって生じた変更についてどう扱うかというのは、助言委員会の中でもずっと議論されてきたんじゃないかなと考えています。

私たちのほうでも、重大な変更があった場合にどう対応するかというのは、きちんとルール化して、私たちと事業部の間できちんと緊張関係があるような形で、私たちのほうで牽制させていただいているというところがございます。

なので、もちろん重大な変更、今回のようになったときに、その変更があった箇所だけ見ていいのかという議論はあると思いますが、少なくともその変更があった箇所については、きちんと環境社会配慮が踏まえているかというところについては、必要に応じて助言委員会で議論させていただいて、ワーキンググループでも議論をさせていただいています。事業全体を改めて議論するところはなかなか仕組み化するのは難しいんですけれども、変更があった部分についてこうやって議論いただくというところではよいと思っています。

こういう部分的に変更があったときに全体をどれくらい議論していいのかというのは、個別に考えるしかないのかなというふうに思っています。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

織田委員からのご指摘は、私ども委員に対する宿題でもあります。ルールとしては今、小島課長がおっしゃったとおりですけれども、今後議論の場合に設計変更というのはしばしば出てきますので、その場合に、そもそもこの変更によって、そもそも設計や代替案がよかったのか、悪かったのかということについても、ワーキンググループのなかでご議論いただくということを考えていただくということです。考慮していただくということをまたお願いしたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

織田委員、いかがでしょうか。補足ありますか。

○織田委員 丁寧にフォローしてございまして、ありがとうございました。織田です。

それで決まりはおっしゃるとおりなんですけれども、例えばその資料を、今回でいえば移転の対象になる人は、前の時は全体はこのくらいであったけれども、今回追加でこういうふうが増えるというところを示していただけると、どういう規模で違いが出てきているのかというのがわかるんじゃないかと思うんです。その詳細までとはいかなくても、少しそういう情報があると、より判断がしやすいんじゃないかと思っております。ちょっと感想ではありますけれどもお伝えします。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

今の織田委員からのご指摘の点、ほかの委員の皆様、何かご発言がありましたら、ご意見を頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どなたか。

どうぞ作本委員、ちょっと声大きめにお願いします。

○作本委員 今のご意見、ありがとうございます。織田委員からのご指摘、役立ったと思います。

やはり今、重大な変更と併せて、仮にJICAさんのほうでカテゴリ分けをする場合がありますね。前にBカテゴリをAカテゴリに変えたような場合もありましたので、併せて一緒にご検討願えたら、

どのような場合にカテゴリ変更するかということですが、整理していただくとありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 今回の点、小島さん、お願いします。

○小島 審査部の小島です。作本委員、ありがとうございます。

本件について言うと、そもそもカテゴリAで昔審査させて、あるいは助言委員会に付議させていただいて、今回もその変更で起き得る影響がカテゴリA相当だということで、皆さんにワーキンググループで議論させていただいたというのが経緯でございます。

なので、本件はカテゴリ分類、変更はないんですけれども、今後例えばカテゴリBだったものがAになったりとかいうのがあったりすると、また改めてワーキンググループで議論させていただくことになるんじゃないかなと思います。

以上です。

○作本委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでご発言のない委員の皆様の中で、何かご発言がありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。

それでは助言文については確定ということで、今、最後に重大な変更があった場合の対応について私どもも考慮すべき点がございますので、ぜひご念頭に置いてご対応をお願いします。

それでは、特になければ、一応本件、ここで締めくくりとさせていただきますけれども、いかがでございましょうか、委員の皆様。

それでは一応、助言文及び論点を含めて、これで本件は終了させていただきます。

日比主査、どうもありがとうございました。あと西井さん、鈴木さん、どうもありがとうございました。

○日比委員 ありがとうございました。

○西井 どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それは続きまして、今後のスケジュールということでお願いします。4番、お願いします。

○小島 再三すみません、審査部の小島でございます。

次回の全体会合は10月4日、月曜日、同じ時間で予定しておりまして、また今回と同じようにリモートで開催させていただければと考えています。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それではここまでのところ、最後になりますので、委員の皆様、ご発言あるいはご質問等ありましたら承りますので、サインを送っていただきたいと思います。存じます。

作本委員、どうぞ。

○作本委員 申しわけありません。

今アフガニスタンでだいぶ、皆様方ご存じのように大きな政変が起こっておりまして、JICAの職員の皆さんが無事に安全に退避できることを私はぜひ期待したいと、お祈りしたいと思います。そ

れと同時に、以前、過去に、カブールのいわゆる戦後復興と題しまして、カブール市のインフラ支援を確かに行っていた、その案件に参加させて議論させていただいたことが私はあるかと思うんですけれども、このような大きな政権変動が起きた場合に、例えばローンアグリーメントの中でこれを凍結というか、場合によっては中断するという、そういうようなことも念頭に置かれているんでしょうか。そのあたりわかる範囲で、もちろん監督官庁もあることですから、もしわかる範囲でどのような今後、対応を見込まれているのか、わかれば少しでも教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 お願いします。

○小島 審査部の小島です。

皆さん、大体予想できると思いますが、今、私たち自身もアフガンの状況においてJICA事業が今後どうなるかというところは、語れることはありません。語れるようになったら、また皆さんと情報共有したいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 作本委員、よろしいでしょうか。

○作本委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 今の件、今後注視してまいりたいと存じますので、よろしくお願いします。

ほか、ございますでしょうか。

事務局ですか。小島さん。

○小島 はい、審査部の小島です。

これはまだ委員長には結果をお知らせしていないところなんですけど、ガイドラインの改定につきまして、7月の中旬から8月の中旬にかけてパブリックコメントの募集をさせていただきました。たくさんの方からたくさんコメント、質問をいただきました。一部には諮問委員、助言委員の皆さんからもいただいております。それぞれ中身とか数についてはお知らせできる状況ではありませんが、私たちのほうで一つ一つ回答できるように対応を検討しているところでございます。まずはお礼までというところで時間をいただきました。失礼します。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

ほか、ございますでしょうか。

それでは、特になければ、本日の議題、全て終了いたしましたので、本会はここで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

15:17 閉会